

企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（改正平成19年3月30日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準適用指針第16号 「リース取引に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: center;">改正平成19年3月30日 最終改正平成23年3月25日 企業会計基準委員会 〔平成6年1月18日〕 〔日本公認会計士協会〕 〔会計制度委員会〕</p>	<p>企業会計基準適用指針第16号 「リース取引に関する会計基準の適用指針」</p> <p style="text-align: center;">改正平成19年3月30日 企業会計基準委員会 〔平成6年1月18日〕 〔日本公認会計士協会〕 〔会計制度委員会〕</p>
<p>適用指針</p> <p>適用時期等 適用時期</p> <p>76. <u>平成19年公表の本適用指針（以下「平成19年適用指針」という。）の適用時期は、リース会計基準と同様とする。</u></p>	<p>適用指針</p> <p>適用時期等 適用時期</p> <p>76. 本適用指針の適用時期は、リース会計基準と同様とする。</p>
<p>76-2. <u>平成23年改正の本適用指針（以下「平成23年改正適用指針」という。）は、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p>84. <u>（削 除）</u></p>	<p>四半期財務諸表における取扱い</p> <p>84. <u>借手において第79項を適用した場合、年度の財務諸表では、改正前会計基準で必要とされていた事項を財務諸表に注記する必要があるが、四半期財務諸表では当該注記は要しないものとする。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適</u></p>

改正後	改正前
	<p>用するリース取引に係る金額が企業再編等により前年度末と比較して著しく増減しているときは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用するリース取引に関して、当該著しく増減した期における四半期財務諸表において、以下を注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>著しく増加した場合：著しく増加したリース取引に係る未経過リース料期末残高相当額</u> ・ <u>著しく減少した場合：著しく減少したリース取引に係る前年度末の未経過リース料期末残高相当額</u>
<p>85. <u>(削除)</u></p>	<p>85. <u>同様に、貸手において第 82 項を適用した場合で、年度の財務諸表では、改正前会計基準で必要とされていた事項を財務諸表に注記する必要があるが、四半期財務諸表では当該注記は要しないものとする。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用するリース取引に係る金額が企業再編等により前年度末と比較して著しく増減しているときは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用するリース取引に関して、当該著しく増減した期における四半期財務諸表において、以下を注記する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>著しく増加した場合：著しく増加したリース取引に係るリース物件の期末残高及び未経過リース料期末残高相当額</u> ・ <u>著しく減少した場合：著しく減少したリース取引に係る前年度末のリース物件の期末残高及び未経過リース料期末残高相当額</u>

改正後	改正前
<p>議 決</p> <p>87. <u>平成 19 年適用指針は、第 125 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>議 決</p> <p>87. <u>本適用指針は、第 125 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>
<p>87-2. <u>平成 23 年改正適用指針は、第 221 回企業会計基準委員会に出席した委員 11 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>88. 平成 5 年 6 月に公表された「リース取引に係る会計基準」(企業会計審議会第一部会 平成 5 年 6 月 17 日)の実務上の指針として、日本公認会計士協会から「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会 平成 6 年 1 月 18 日、以下「改正前指針」という。)が公表されている。<u>平成 19 年適用指針は、改正前指針を改正するものであり、主として、改正前指針における所有権移転外ファイナンス・リース取引の通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に関する見直しを行った。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>88. 平成 5 年 6 月に公表された「リース取引に係る会計基準」(企業会計審議会第一部会 平成 5 年 6 月 17 日)の実務上の指針として、日本公認会計士協会から「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会 平成 6 年 1 月 18 日、以下「改正前指針」という。)が公表されている。<u>本適用指針は、改正前指針を改正するものであり、主として、改正前指針における所有権移転外ファイナンス・リース取引の通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に関する見直しを行っている。</u></p>
<p>88-2. <u>平成 23 年改正適用指針では、平成 23 年の企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」の改正に伴い、四半期財務諸表における取扱いを定めた第 84 項及び第 85 項を削除した。</u></p>	<p>(新 設)</p>

以 上